

社会福祉
法人 五所川原市社会福祉協議会
地域見守り支え合い事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、町内会単位において、住民が主体的に実施する見守りや支え合い活動の強化、育成、支援等を行うとともに、地域福祉の向上を図るため、地域見守り支え合い事業（以下「本事業」という。）に要する経費について助成金を交付し、その助成等に関する必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、他機関からの補助や助成を受けておらず、当該地域において、住民の福祉に関する活動を行う町内会、または町内会長が認めた福祉部（会）とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 見守りネットワーク活動促進事業（必須事業）
- (2) ふれあいほっとサロン事業（選択事業）
- (3) 除排雪たすけあい事業（選択事業）
- (4) ふれあい交流会開催事業（選択事業）
- (5) その他の福祉活動事業（選択事業）

2 前項に規定する事業の内容は、実施要領により事業ごとに定めるものとする。

(指定期間)

第4条 本事業の指定期間は、4月1日から翌年3月31日までの単年度とする。

(助成対象経費及び助成金額)

第5条 助成対象経費及び助成金額は、次の通りとする。

- (1) 助成対象経費は、別表1に掲げる経費とする。
- (2) 助成金額は、実施要領に掲げる額とする。

(助成金申請)

第6条 助成金を受けようとする町内会は、次の各号に掲げる書類を本会会長に提出するものとする。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1-1号）
- (2) 実施計画書（様式第1-2号）
- (3) 収支予算書（様式第1-3号）

(助成の交付決定)

第7条 本会会長は、前条の規定による助成の申請があったときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、町内会に助成金交付決定通知書（様式第2号）を通知するとともに、実施要領に示す金額の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成金の請求)

第8条 交付決定を受けた町内会は、交付決定通知受理日から起算して10日以内に、助成金交付請求書（様式第3号）を本会会長に提出するものとする。

(実施報告)

第9条 助成金の交付を受けた町内会は、当該年度の末日までに、次の各号に掲げる書類を本会会長へ提出するものとする。

- (1) 実施報告書(様式第4-1号)
- (2) 収支決算書(様式第4-2号)

(助成金の返還)

第10条 助成金を受けた町内会が、災害その他、特別な事由による場合を除くほか、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額または一部を返還するものとする。

- (1) 助成対象事業を実施しない、または実施する意思が認められないとき
- (2) 助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 助成金を目的外に使用したとき
- (4) 他機関の補助や助成を受けたとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

(1) 見守りネットワーク活動促進事業実施要領

1. 目的 少子高齢化の進行、人間関係の希薄化などの影響により、地域で孤立する高齢者等が増えている。そのため、地域住民が主体となって取り組む見守り活動を推進し、要援護者の早期発見と対応につなげるとともに、地域を拠点として、住民や福祉関係者、企業、行政等が相互に連携するネットワークを構築し、地域社会全体で見守る体制づくり、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指す。

2. 実施主体 五所川原市内の町内会、または町内会長が認めた福祉部（会）等

3. 助成金額 申請時点での町内会の世帯数に応じて助成する。

世帯数	助成金額の上限
50世帯以下	10,000円
51～100世帯	15,000円
101～200世帯	20,000円
201～300世帯	25,000円
301～400世帯以上	30,000円

4. 事業内容
- (1) 地域ぐるみで要援護者の福祉課題の早期発見ができるしくみづくり
 - (2) 住民の福祉意識向上や見守りに関する理解促進のための取り組み
 - (3) 住民の暮らしの課題や災害時にも対応した見守り活動や支え合い活動
 - (4) 他機関との連携・協力したネットワークづくり
 - (5) その他

《活動例》

- 近所で孤立しがちなひとり暮らし高齢者や気になる方への見守り訪問活動
- 緊急時の連絡網づくり（要援護者の異常発見時、ご家族や民生委員、町内会長、介護保険事業所等へ通報する体制づくり）
- 見守り会議の開催（活動者で要援護者情報の共有、支援方法の検討）
- 高齢者マップづくり（見守り対象世帯の把握・調査）
- ご近所見守りサポーターの設置（ご近所の協力のもと、災害時にも対応した日常の見守り協力員の設定）

5. 実施上の留意事項
- (1) 本会が実施する見守り活動や事業との連携を図るため、必要に応じ、協力・支援いただきたいこと。
 - (2) その他、別紙「全事業における実施上の留意事項」を参照のこと。

6. 申請手続き 申請手続き等の助成金の交付について必要な事項は、地域見守り支え合い事業助成金交付要綱に定める。

(附則)

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

(2) ふれあいほっとサロン事業実施要領

1. 目的
ふれあいほっとサロンとは、身近な集会所等を利用し、ひとり暮らし高齢者等と住民ボランティアとが協働して、自主的に企画・運営する交流・仲間づくり活動である。
このサロン活動を推進することで、高齢者の閉じこもりの防止や孤独感の解消、社会参加を促進するとともに、地域での見守り合いにつなげることを目的とする。
2. 実施主体
五所川原市内の町内会、または町内会長が認めた福祉部（会）等
3. 助成金額
下記の積算方法で算出した金額とし、上限30,000円とする。
※ 積算方法： 対象者の人数 × 200円 × 年間開催回数
4. 対象者
概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等
5. 運営の担い手
対象者、住民ボランティア等が協働し、企画・運営する。
6. 開催回数
月1回程度を目安とし、年間6回以上の開催とする。
7. 開催場所
集会所や公園、個人宅など、参加者が概ね徒歩で気軽に集える場所であればどこでも可。
8. 参加費
活動の自主運営・継続性を図るため、無理のない範囲で参加費を徴収する。
9. 事業内容
(1) 地域住民が交流できる仲間づくりや生きがいづくり活動
(2) 趣味やレクリエーション、健康づくりに関すること
(3) 高齢者の閉じこもりの防止や介護予防、安否確認につながるもの
(4) その他、目的達成のために必要な活動

《活動例》
茶話会、ボランティアの手作りによる食事会、ワンコインカフェ、健康づくり体操や運動、童謡や民謡の合唱、カラオケ、外出行事、園芸、手芸や折り紙等のものづくり、参加者の趣味活動や特技教室、囲碁・将棋 等
10. 実施上の留意事項
別紙、「全事業における実施上の留意事項」を参照のこと。
11. 申請手続き
申請手続き等の助成金の交付について必要な事項は、地域見守り支え合い事業助成金交付要綱に定める。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

令和 年度 ふれあいほっとサロン実施報告書（例）

町内会名.....

代表者氏名.....

実施日	実施内容	実施場所	参加者数
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人
月 日			人

※ 活動がわかる写真や資料がありましたら添付して下さい。

社会福祉
法人 五所川原市社会福祉協議会
(3) 除排雪たすけあい事業実施要領

1. 目的

雪国である本県にとって、除雪は日常の暮らしにおいて欠かせないものであり、なかでも高齢者には大きな負担である。当市においても、ひとり暮らし高齢者が増加しており、もはや近親者やボランティアのみで対応することは困難となってきた。

このようなことから、地域住民が行う除排雪支援活動を推進し、住民相互の助け合いの輪を広げ、日常の見守り活動への関心を高めるとともに、高齢者等が冬を安心して生活できる地域づくりを目指す。
2. 実施主体

五所川原市内の町内会、または町内会長が認めた福祉部（会）等
3. 助成金額

上限30,000円
(利用者数1人に対して、上限5,000円とする。)
4. 対象者

親族や他機関からの支援を受けられず、自力での除排雪作業が困難な高齢者世帯・障がい者世帯等
(市の除雪事業等を利用できない方に対して、必要に応じて対応する)
5. 事業内容

除雪車が寄せた雪の塊除去、生活路の除排雪 等
《具体的な進め方（例）》

 - ① 町内会において、要請に応じて対応できる協力員を確保する。
 - ② 町内会は、本事業の周知や募集、対象者を把握・調査し、利用意思のある方からは、作業箇所や内容、依頼方法等について確認し合うこと。
 - ③ 利用者から登録している協力員へ直接連絡するようにして除雪を行なう。
また、見守りをしながら積雪量に応じて除雪を行なう。
 - ④ 作業の実績については、町内会長へ報告するものとする。
 - ⑤ 利用料金の徴収・協力員への報酬の支給に関しては、月ごとに徴収・支給するなど、町内会で適切な方法を定め実施する。
6. 実施上の留意事項
 - (1) 本事業実施にあたり、各町内会で有償もしくは無償のボランティアサービスとするか定めること。(例：有償とする場合は、30分単位で利用金額300円、または1シーズン5,000円)
 - (2) 本事業は、他機関・ボランティア団体・民間業者等との万全な連携を図る。
 - (3) 屋根の雪下ろし等、その他の除雪依頼があった場合は、世帯の状況や町内会での実施体制を考慮すること。
 - (4) その他、「全事業における実施上の留意事項」を参照のこと。
7. 申請手続き

申請手続き等の助成金の交付について必要な事項は、地域見守り支え合い事業助成金交付要綱に定める。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

※地域住民の説明について

町内会での地域住民への説明については、別添チラシをご活用ください。

※ 保険加入について

- 有償で実施する場合は、損害保険(福祉サービス総合補償)へ加入手続きをします。活動前に、保険料を添えて協力員名簿を本会へご提出下さい。
※提出の際、延べ活動従事者数(前年度の活動従事者全員の年間延べ活動実績日数合計)をお教え下さい。前年度の実績がない場合は、見込みの数字で結構です。
- 無償で実施する場合は、各町内会でボランティア活動保険へ加入手続きをして下さい。

※ 領収書の参考例

支払いについて、領収書が取れない場合は下記の支払い明細書をご提出下さい。

<h3>支払明細書</h3>	
令和 年 月 日	
_____ 様	
金 _____ 円	
但し、除排雪たすけあい事業利用料 月分として	
〇〇〇〇町内会 会 長 〇〇 〇〇 印	

【有償ボランティアで実施する場合の参考例】

<例1> 協力員に対してシーズン毎に報酬を払う場合

- 利用料金 … 本人の利用負担なし
- 除雪協力員の報酬 … 利用者数1人に対して上限5,000円まで

※利用者数1人に対して、上限5,000円までの報酬とします。

協力員が数名いる場合については、報酬の金額を変更したり、町内会で負担するなど、各町内会で定めた利用金額・支給方法等に基づいて協力員の報酬を支給して下さい。

<例2> 利用者からの利用料金をいただく場合

- 利用料金 … 時間単価30分で300円
- 除雪協力員の報酬 … 600円

(時間単価30分で本人からの300円+助成金から300円)

各町内会で定めた支給方法等に基づいて協力員の報酬を支給して下さい。



除排雪事業について



この事業はご近所の方を見守りながら、住民同士の助け合いを目的として行う事業です。

雪かきの頻度は、原則として毎日ではなく、見守りを行なう中で雪片付けが大変な時などに、協力員してくれる方に雪かきをお願いするものです。

（毎日の除雪に関しては、市の除雪事業等をご利用ください。

そちらを利用できない方に対して、必要に応じて対応します。）



30分〇〇円 または 1シーズン〇〇円で行います。

協力してくれる人には、〇〇円（もしくは1シーズン〇〇円）お支払いします。

利用者から協力してくれるかたへの負担はありません。

お互いに支え合いながら冬を乗り切りましょう。



社会福祉
法人 五所川原市社会福祉協議会
(4) ふれあい交流会開催事業実施要領

1. 目的 核家族化が増え、世代間でのかかわりをもつことが難しくなっている。また、ご近所との人間関係も希薄化しており、あらゆる世代が地域の人とかかわりをもつことが少なくなっている。
- このような状況のなか、子供からお年寄りまで、地域の誰もが参加できる交流会を開催し、住民相互の交流保持と地域の連携強化を図るとともに、互いに支え合う地域社会の構築を目指す。

2. 実施主体 五所川原市内の町内会、または町内会長が認めた福祉部（会）等

3. 助成金額 1カ所につき、世帯数に応じた上限金額内で助成する。

世帯数	100世帯以下	101世帯～ 300世帯	301世帯以上
助成金額の上限	10,000円	20,000円	30,000円

4. 対象者 町内の子供から高齢者まですべての住民

5. 事業内容
- (1) 文化、健康、福祉、生活全般に関する学習会
 - (2) 子どもたちへ昔の遊びや地域の郷土料理等を伝承する世代間交流
 - (3) 地域住民が季節行事やスポーツ、旅行等を通じてふれあう交流会
 - (4) その他、住民の交流促進が図られる効果的なイベント

《活動例》

健康・介護講座、お花見会、夏祭り、昼食会、クリスマス会、トランプ大会、料理教室、鑑賞会、もちつき大会など

6. 実施上の留意事項 別紙、「全事業における実施上の留意事項」を参照のこと。

7. 申請手続き 申請手続き等の助成金の交付について必要な事項は、地域見守り支え合い事業助成金交付要綱に定める。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

社会福祉
法人 五所川原市社会福祉協議会
(5) その他の福祉活動事業実施要領

1. 目的 近年、急速な少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化等により、高齢者や障がい者、子育て世代などの生活・健康・心の問題が社会的に顕在化し、地域社会で解決すべき問題が大きく意識されている。
このような中、地域のあらゆる福祉・生活課題に対し、住民自らが解決・改善していく取り組みが重要である。そのため、地域において、先駆的・開拓的に実施する特色ある事業を推進し、さらなる小地域福祉活動の充実と、誰もが地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的とする。
2. 実施主体 五所川原市内の町内会、または町内会長が認めた福祉部（会）等
3. 助成金額 1ヶ所 上限10,000円
4. 事業内容 地域見守り支え合い事業助成金交付要綱第3条1項(2)～(4)に定める選択事業に該当しない、経費を必要とする事業で、下記のいずれかに該当するもの。
(1) 福祉情報の提供、住民の福祉への意識啓発に関する事業
(2) 新たな担い手の育成・資質向上に関する事業
(3) 地域における福祉課題・生活上の困り事を解決するための事業
(4) 地域の福祉課題・ニーズを把握するための調査や研究に関する事業
- 《活動例》
生活支援（ゴミ出し、買い物代行、お話し相手等）、手作り弁当宅配訪問、子育てサロン、防災・炊き出し訓練 等
5. 実施上の留意事項 別紙、「全事業における実施上の留意事項」を参照のこと。
6. 申請手続き 申請手続き等の助成金の交付について必要な事項は、地域見守り支え合い事業助成金交付要綱に定める。

(附則)

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

全事業における実施上の留意事項

社会福祉
法人 五所川原市社会福祉協議会

- (1) 効果的な取り組みとするために、町内会長、地区担当民生委員児童委員等との連携を図りながら、住民の協力・参加を得て取り組みを進めて下さい。
- (2) 赤い羽根共同募金の配分金を活用した社会福祉協議会からの助成金であることをチラシなどに記載するなどして、住民へ周知を図って下さい。(別紙の「赤い羽根共同募金イラスト集」をご活用下さい)
- (3) 県共同募金会への報告、社協広報紙等を通じて住民の参加拡大を図ることから、事業実施にあたっては個人情報の取扱いに留意し、写真等の撮影に関しては事前の承諾を得て下さい。
- (4) 事業終了後は、年度末に送付する実施報告書、収支決算書の提出をお願いします。(社協の実施報告書作成の関係上、提出期限を厳守して下さい)
- (5) 実施報告書には、活動状況のわかる写真を添付して下さい。(デジタルカメラで撮影したデータ、使い捨てカメラで撮影した写真等で構いません)
- (6) 収支決算書には、「領収書」または「レシート」の原本(コピーでも可)を添付して下さい。なお、自動販売機等から商品を購入し、領収書が発行されない場合は、町内会代表者が証明する「支払証明書」を作成して添付して下さい。

<p>支払証明書(例)</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p><u>¥ 1,000円</u></p> <p>但し、〇〇月〇〇日、〇〇〇〇事業のお茶代として (自動販売機より)</p> <p>〇〇〇〇町内会 会 長 〇〇 〇〇 印</p>

※ 手書き、用紙の大きさは問いません。

(7) 万が一の事故に備え、各町内会において、本事業助成金を活用し、ボランティア活動保険等への加入手続きをして下さい。

① ボランティア活動保険（ボランティア個人に掛ける保険）

保険種類	保険料（1名につき）	補償期間
基本プラン	年間 350円	加入手続き完了日から 翌年3月31日まで

② ボランティア行事用保険（行事全体に掛ける保険）

保険種類	保険料（1名につき）	最低保険料
Cプラン（日帰り行事のみ）	1日 28円	560円～

※ ボランティア保険の加入手続き、保険事故発生報告等は、社協地域福祉課まで
お願いします。

※ ボランティア行事用保険について

ゆうちょ料金新設・改定のお知らせにより、2022年1月17日（月）から、ゆうちょ銀行の払込みサービスのご利用にあたって、現金でお支払いの場合には、110円が加算されることになりました。ボランティア行事保険納入時に110円の手数料がかかりますのでご了承ください。なお、ボランティア活動保険については今までと変更ありません。

(8) 各事業開催にあたり、町内会同士や他団体との交流会の実施、必要な物品の貸出、関係機関との連絡調整、事業の広報・周知に関する事、職員の派遣等を行いますので、社協までご相談下さい。

【1. 助成対象経費】

科 目	具 体 例
講師謝金	○講師・指導者等に対するお礼
旅費	○講師・指導者等にかかる交通費
報酬	○協力員に対するお礼
燃料費	○事業の実施に必要なガソリン代、灯油代 ○除雪機の燃料代
光熱水費	○事業の実施に必要な電気料、水道料、ガス代
消耗品費	○事務用消耗品（ペン、ノート、ファイル等） ○コピー用紙、インク代 ○事業の広報や報告のために必要な使い捨てカメラ ○交流会でのレクリエーションやゲームに必要な資材、物品 ○感染予防対策グッズ（マスク、体温計、消毒液等）
備品及び材料費	○活動のためのジャンパー、腕章、帽子 ○見守り訪問用の手土産（日用品、防災グッズ等） ○サロンで使用する食器、電気ポット、茶菓子、座布団 ○除雪で使用する防寒具、スコップ、スノーダンプ、手袋 ○食材費
会議費	○見守り会議や学習会打合せでの弁当代、お茶代 ○事業に係る研修会への参加費
印刷製本費	○会議資料やチラシ作成にかかる費用（コピー使用料等） ○広報紙発行にかかった印刷業者への製本費用 ○写真の現像代
通信運搬費	○切手代 ○電話代
保険料	○ボランティア活動保険等への加入費用
使用料及び貸借料	○会場使用料 ○機器の借り上げ代 ○貸切バス代
その他	○事業の実施に必要であると本会会長が認めたもの

【2. 助成対象外となる経費】

- (1) アルコール類
- (2) お祝い品や記念品、金券・既製品を配布するための経費
- (3) 事務所等の家賃
- (4) 貸切バス以外の乗り物経費（タクシー代、電車代など）
- (5) その他、対象となる事業に直接関係のない経費

※上記の助成対象外経費については、町内会より支出する、もしくは参加費を徴収するなどの自己負担をして行って下さい。

赤い羽根共同募金イラスト集

※コピーして切り取っていただき、チラシ等の広報物に貼付して下さい。

※

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



この活動は、五所川原市民の皆様からご協力いただいた
赤い羽根共同募金が財源となっています。

